

## 辻堂地区郷土づくり推進会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市郷土(きょうど)づくり推進会議設置要綱(平成25年4月1日施行、以下「要綱」という。)の規定により設置された辻堂地区郷土(きょうど)づくり推進会議(以下「推進会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(通称)

第2条 推進会議の通称は、「辻堂まちづくり会議」とする。

(意見の集約)

第3条 推進会議は、要綱第3条第1号の意見の集約を行う場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 地区全体集会
- (2) アンケート
- (3) 前2項に掲げる方法の他、辻堂地区の実情に即し、推進会議が適当であると認める方法。

(組織)

第4条 推進会議は、30人程度の委員で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者に該当する者とする。

- (1) 辻堂地区内に居住(この市の常勤の職員又は議員である者を除く。)、在勤、在学又は地区で活動を行っている者で、委員選考委員会が選考した者
- (2) 辻堂地区内において活動する別表に掲げる地域団体から推薦された者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。ただし、前条第1項第1号の規定により選考された委員の再任の回数は2回とする。
- 3 前項の再任にあたっては、推進会議が当該委員の意向を確認して、推進会議の推薦を受け、委員選考委員会が再任の必要を認めた者とする。

(役員等)

第7条 要綱第7条に定める議長及び副議長は、それぞれ会長及び副会長と読み替えるものとする。

- 2 推進会議に会長1人、副会長3人(以下「役員等」という。)を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ副会長のうちから会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第8条 推進会議は、次の各号に掲げる会議を開催する。

- (1) 全体会議
- (2) 部会

(会議の公開)

第9条 会議の公開及び傍聴等に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(議事録)

第10条 議事録は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める期間公表するものとする。

(部会等)

第11条 推進会議には、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び推進会議に協力する者等のうちから推進会議が選任する者で構成する。
- 3 第1項に定める部会のほか広報委員会を置き、委員は第2項に定める部会の構成員の中から選任する。
- 4 部会等に部会長を置き、部会の構成員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言、資料の提出及びその他の協力を求めることができる。

(事務局)

第12条 推進会議の事務局は、辻堂市民センターとする。

(委員選考委員会)

第13条 市長は、現に委員である者の任期が満了する3月前までに、会長及び委員並びに委員以外の者のうちから推進会議が選任する者によって構成する委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、選考委員会、委員の募集及び選考に関して必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の決定に基づき市長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規定により最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。
- 3 この要領は、平成26年6月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成29年12月22日から施行する。
- 5 この要領は、平成30年9月27日から施行する。
- 6 この要領は、令和元年12月19日から施行する。
- 7 この要領は、令和3年12月16日から施行する。
- 8 この要領は、令和5年12月21日から施行する。
- 9 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、令和7年6月1日から施行する。
- 11 この要領は、令和7年12月10日から施行する。

### 別表（第5条関係）

番号	地 域 団 体 の 名 称
1	辻堂地区自治会長・町内会長連絡協議会
2	辻堂地区社会福祉協議会
3	辻堂地区青少年育成協力会
4	辻堂地区交通安全対策協議会
5	辻堂地区生活環境協議会
6	辻堂地区防犯協会
7	辻堂地区防災協議会
8	辻堂東地区民生委員児童委員協議会
9	辻堂西地区民生委員児童委員協議会
10	辻堂市民センター生涯学習事業評議員会
11	高浜地域子ども支援会議
12	辻堂地区内社会体育振興協議会のうちの1団体
13	辻堂商店会連合会
14	辻堂地区老人クラブ連合会
15	ネットワーク湘南堂夢
16	辻堂東地区いきいきサポートセンター
17	辻堂西地区いきいきサポートセンター
18	藤沢市社会福祉協議会（辻堂地区CSW）
19	西南部障がい者地域相談支援センター